株主各位

第25期定時株主総会

電子提供措置事項のうち書面交付請求による 交付書面に記載しない事項

SBIホールディングス株式会社

目 次

事業報告の「新株予約権等の状況」・・・・・・・1ページ
事業報告の「会計監査人の状況」・・・・・・・2ページ
事業報告の「業務の適正を確保するための体制」・・・3ページ
事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
・・・フページ
連結計算書類の「連結持分変動計算書」・・・・・9ページ
連結計算書類の「連結注記表」・・・・・・・・11ページ
計算書類の「株主資本等変動計算書」・・・・・・28ページ
計質津粗の「個別注記表」・・・・・・・・・20ページ

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、 株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面 を一律でお送りいたします。

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

事業報告の「新株予約権等の状況」(2023年3月31日現在)

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	行使価額 (1株当たり)	行使期間	保有者数
取締役 (社外取締役 を除く)	2017年第2回新株予約権 (2017年9月1日)	100個	普通株式 10,000株	1,563円	2019年7月29日から 2024年9月30日まで	1名

(注)上記の取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

事業報告の「会計監査人の状況」

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

715百万円

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

2,122百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商 品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、且つ、実質的にも区分できま せんので、上記(2)の金額には、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、前事業年度の監査実績の評価を踏まえ、会計監査人から説明を受けた監査計画の 内容、監査予定時間及び報酬見積りの算定根拠の妥当性について検討した結果、会計監査人の 報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォート レター作成業務等についての対価を支払っております。
 - 4. 当社の重要な子会社のうち4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査役全 員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に 招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び専門性並びに職務の遂行状況に鑑み、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

当事業年度末における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。
- ② 当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図ると共に、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
- ③ 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その直轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。また、取締役会の決議により業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行うものとする。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役及び取締役会に報告されるほか、 監査役にも定期的に報告される。

④ 当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な 事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門・監査役に直接通報を行うための 内部通報制度を整備するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録(以下「文書等」という)に記載または記録して保存し、管理するものとする。
- ② 文書等は、取締役または監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程等に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めると共に、リスク管理部門を設置する。
- ② 当社は、経営危機が顕在化した場合には、危機管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時且つ適切にリスク管理担当役員、リスク管理部門、総務・人事部門、広報・IR部門、法務及びコンプライアンス部門を管掌する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
- ② 当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
- ③ 当社は、原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うと共に、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社及び子会社から成る企業集団(以下「SBIグループ」という)における業務の適正の確保のため、取締役会が定める関係会社管理規程等に従い、各社の経営の自主性を尊重しつつ、SBIグループに属する会社の取締役、使用人、及びその他企業集団の業務に関わる者(以下「SBIグループ役職員等」という)から、その職務執行にかかる事項についての報告を受け、必要且つ合理的な範囲で、調査を行うことができるものとする。
- ② 当社は、SBIグループ役職員等が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を直接報告するための内部通報制度を整備するものとし、通報状況及びその内容について監査役に報告する。また、当社は、内部通報制度を利用した通報者及びSBIグループ役職員等の職務執行にかかる事項について監査役に報告したSBIグループ役職員または子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。
- ③ 当社は、SBIグループ役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会が定めるコンプライアンス規程等に従い、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門が、SBIグループに属する会社のコンプライアンス担当者と共同で、SBIグループ全体のコンプライアンス上の課題・問題の把握、情報の交換を行うための会議を設置し、SBIグループに属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催するものとする。
- ④ 当社は、取締役会が定める内部監査規程に従い、SBIグループに属する会社の法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施するため、内部監査部門が当該会社に対する監査を行うものとする。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役及び取締役会に報告されるほか、 監査役にも定期的に報告される。

- ⑤ 取締役は、SBIグループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。
- ⑥ 当社は、SBIグループにおける損失の危険の管理のため、取締役会が定める関係会社管理規程及びリスク管理規程等に従い、SBIグループに属する会社の損失の危険に関する状況の報告を、SBIグループに属する会社のリスク管理担当者等を通じて定期的及び適時に受けるものとする。また、必要に応じ、当社のリスク管理担当役員及びリスク管理部門が、当該リスク管理担当者と協議するほか、SBIグルー

プ子会社のリスクを自ら収集・分析し、当該子会社等との協議 (「リスク点検会議」) を実施し、リスク の発生を未然に防ぐものとする。リスク点検会議は、当該子会社のリスク管理上の課題を明らかにした上で、定期的にこれらを改善するための計画・評価・改善の工程を支援するものとし、その結果は当社取締役会に報告するものとする。

① 当社は、SBIグループ役職員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、SBIグループに属する会社に対し、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。また、必要に応じ当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを提供するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該 使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、SBIグループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役よりSBIグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。

- a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- b. 経営に関する重要な事項
- c. 内部監査に関連する重要な事項
- d. 重大な法令・定款違反
- e. その他取締役及び使用人が重要と判断する事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、SBIグループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
- ② 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、SBIグループの 監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる通常の費用は、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急または臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払または償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うと共に、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言すると共に、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、SBIグループ役職員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

-6 -

事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念の第一に「正しい倫理的価値観を持つ」を掲げ、法令遵守及び倫理的価値観が大前提であることを明示し、役職員に徹底させております。また、定時取締役会を12回開催し、取締役間の意思疎通を図ると共に代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しております。さらに、コンプライアンス担当役員を定めると共にコンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス上の課題や問題把握に努めております。また、内部監査部門を設置し、内部管理の適切性を評価し、個別の監査終了後、代表取締役、取締役会及び監査役に報告しております。そのほか、役職員が直接通報を行うための内部通報制度を整備、運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録、保存しており、取締役及び監査役は必要に応じこれを閲覧することができるようになっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当役員を定めると共にリスク管理部門を設置し、適切なリスク管理に努めております。また、経営危機が顕在化した場合には、リスク管理担当役員を本部長とする対策本部を設置するなどの体制を整備、運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務分掌及び職務権限に関する規程を定め、取締役間の職務分担を明確にすると共に、意思決定のための情報システムを整備、運用しております。また、取締役会において問題解決を行うと共にそのノウハウを周知徹底しており、全社的な業務の効率化を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンス・プログラムを策定し、これに従って当企業グループにおけるコンプライアンス上の課題の把握及び解決に努めております。また、当社は、内部通報規程を定め、内部通報制度を運用しております。内部通報制度は、当企業グループの役職員を対象としており、通報状況及びその内容については監査役に報告しております。通報者のほか、職務執行に係る事項について監査役に報告した当企業グループの役職員に対して解雇その他いかなる不利な取扱いを行うことはありません。さらに、SBIグループ・コンプライアンス連絡会を2回開催し、企業集団におけるコンプライアンス上の課題や問題の把握及び情報交換を行っております。このほか、内部監査部門は内部監査年間計画を策定し、それに従って当企業グループに属する会社の監査を実施し、代表取締役、取締役会及び監査役に報告しております。取締役は、監査役との面談等を通じ、必要な事項を監査役に報告しており、重要な報告書は監査役も閲覧

できるようになっております。そのほか、リスク管理プログラムを策定し、これに従って当企業グループにおけるリスクの状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。また、SBIグループ子会社のリスクを自ら収集・分析し、当該子会社等との協議(「リスク点検会議」)を実施し、その結果を取締役会に報告しております。当社は、コンプライアンス統括部門や内部監査部門を通じ、子会社等に対して取締役間の職務分担を明確にするよう指導しているほか、必要に応じて意思決定のための情報システムを提供しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該 使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて、内部監査部門の従業員を監査役の職務を補助する使用人として指名し、その補助業務を行わせており、その人事評価等については監査役の意見を尊重しております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、役職員との会合を通じて、必要な事項について報告を受けております。また、監査役が主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できるような環境の整備を行っております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役を含む業務執行取締役及び各部署長と定期的に会合を実施し、意見交換を行って おります。また、重要な子会社の監査役を対象とした監査役連絡会を定期的に開催し、当企業グループ各 社の監査役との相互連携を図っております。監査役の職務執行について生ずる費用については適切に費用 処理しております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号)第24条の4の4の規定に基づく内部統制報告書を提出しており、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を適切に行っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当企業グループは、反社会的勢力に対する基本方針を定めコーポレートサイトに掲載する等、社内外に対して反社会的勢力には毅然として対決することを宣言しております。また、反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置すると共に、SBIグループ・コンプライアンス連絡会等を通じて、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図っております。さらにマニュアル等にも反社会的勢力に対する基本方針に従った内容を記載し、イントラネットに掲載するなどしてその周知徹底を図っております。

<u>連 結 持 分 変 動 計 算 書</u> (2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資 本 金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
当 期 首 残 高	99, 312	151, 390	△62	42, 865	
当 期 利 益	_	_	_	-	
その他の包括利益	_	_	_	16, 489	
当期包括利益合計	_	_	_	16, 489	
新 株 の 発 行	39, 960	39, 905	_	-	
連結範囲の変動	_	_	_	-	
剰 余 金 の 配 当	_	_	_	-	
自己株式の取得	_	_	△16	-	
自己株式の処分	_	$\triangle 0$	2	-	
株式に基づく報酬取引	_	681	_	-	
支配喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動	_	△5, 202	_	_	
その他の資本の構成要素から 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	_	_	_	763	
当 期 末 残 高	139, 272	186, 774	△76	60, 117	

(単位:百万円)

				(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	親会社の所有者	に帰属する持分		
	利益剰余金	親会社の所有者に帰属する 持 分 合 計	非支配持分	資本合計
当 期 首 残 高	631, 098	924, 603	658, 655	1, 583, 258
当 期 利 益	35, 000	35, 000	36, 008	71, 008
その他の包括利益	_	16, 489	△230	16, 259
当期包括利益合計	35, 000	51, 489	35, 778	87, 267
新 株 の 発 行	_	79, 865	_	79, 865
連結範囲の変動	_	_	△8, 496	△8, 496
剰 余 金 の 配 当	△37, 590	△37, 590	△18,773	△56, 363
自己株式の取得	_	△16	_	△16
自己株式の処分	_	2	_	2
株式に基づく報酬取引	_	681	539	1, 220
支配喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動	_	△5, 202	67, 119	61, 917
その他の資本の構成要素から 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	△763	_	_	_
当 期 末 残 高	627, 745	1, 013, 832	734, 822	1, 748, 654

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社(以下、当企業グループ)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、指定国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は580社であり、主要な連結子会社は、「事業報告 1 当企業グループの現況 6.重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社及び共同支配企業の数は63社であり、主要な持分法適用会社は、住信SBIネット銀行㈱であります。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 金融資産の評価基準及び評価方法
 - (a) 金融資産の分類及び測定

当企業グループが保有する金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業のビジネスモデル及び金融 資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分に当初認識時に分類されま す。

- ・償却原価で測定される金融資産
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産(以下、FVTOCIで測定する負債性金融資産)
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産(以下、FVTOCIで測定する資本性金融資産)
- ・純捐益を通じて公正価値で測定する金融資産(以下、FVTPLで測定する金融資産)

(償却原価で測定される金融資産)

金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業 モデルの中で保有され、当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみで あるキャッシュ・フローが所定の日に生じるのであれば、当該金融資産は実効金利法を用いて算定し、 信用損失引当金調整後の償却原価で事後測定されます。

(FVTOCIで測定する負債性金融資産)

金融資産が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるのであれば、当該金融資産は公正価値で測定され、公正価値と信用損失引当金調整後の償却原価の差額の変動はその他の包括利益に計上されます。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去にその他の包括利益で認識した累計額を純損益として振り替えております。(FVTOCIで測定する資本件金融資産)

公正価値で測定される資本性金融資産のうち、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能な選択を行う場合があります。当該金融資産は公正価値で測定し、その事後的な変動はその他の包括利益に計上されます。なお、当該金融資産から生じる配当金については純損益で認識し、投資の認識を中止した場合又は公正

価値が著しく下落した場合は、その他の包括利益で認識した累計額をその他の資本構成要素から利益剰 余金へ振り替えております。

(FVTPLで測定する金融資産)

償却原価で測定されるもの及びFVTOCIで測定するもの以外の金融資産は、公正価値で測定され、純損益において公正価値の変動が認識されます。

(b) 金融資産の減損

当企業グループは、償却原価で測定される金融資産、FVTOCIで測定する負債性金融資産、リース債権、特定のローン・コミットメント及び金融保証契約について、報告期間末に予想信用損失を見積もり、信用損失引当金の計上を行っております。これらの当初認識以降に信用リスクが著しく増大したと判定される場合には全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当初認識以降の信用リスクが著しく増大していないと判定される場合には12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権等については、信用リスクの増減にかかわらず、全期間の予想信用損失を過去の信用損失の実績等に基づき、測定しております。

- ② 非金融資産の評価基準及び評価方法
 - ・投資不動産(使用権資産を除く)

投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額 で測定しております。

・有形固定資産(使用権資産を除く)

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接関連する支出が含まれております。

無形資産(使用権資産及びのれん等を除く)

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

非金融資産の減損

繰延税金資産を除く、当企業グループの非金融資産については、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。ただし、のれんが配分された資金生成単位及び見積耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

- ③ リース取引
 - ・リース (借手)

当企業グループは、契約の開始時に当該契約にリースが含まれているか否かを判断しております。リース取引における使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で測定しております。なお、リース期間が12ヶ月以内のリース又は少額であるリースのいずれかである場合、使用権資産を認識せず、リース期間にわたり費用として認識しております。

リース(貸手)

ファイナンス・リース債権は、貸手の受取リース料と無保証残存価値の合計額をリースの計算利子率で割り引いた正味リース投資未回収総額で、リース開始日に当初認識しております。ファイナンス・リース取引から生じる収益は、リース期間にわたりリース投資未回収額を配分して収益を認識しております。ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースに分類し、受取リース料をリー

ス期間にわたり均等に収益として認識しております。

- (2) 重要な固定資産の償却方法
 - · 投資不動産

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、投資不動産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物

15~50年

処分時点、又は、投資不動産が恒久的に使用されなくなり、処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、投資不動産の認識を中止します。正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定される投資不動産の認識の中止により生じる利得又は損失は、認識を中止する時点で純損益として認識されます。

· 有形固定資産

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数に基づき、定額法によって純損益で認識しております。使用権資産は、リース開始日から経済的耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり規則的に償却しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物

2~50年

器具及び備品

2~20年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

無形資産(のれん等を除く)

無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア

5年

顧客との関係

6~23年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当企業グループが、合理的に見積もり可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を使用し、現在価値に割り引いております。

- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
 - ・投資ポートフォリオに係る金融収益

FVTPLで測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。認識の中止(売却)による純損益は、受領した対価の公正価値と帳簿価額との差額として測定しております。

・顧客との契約から生じる収益

当企業グループは、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する ステップ5:企業が履行義務の充足時に収益を認識する

法人所得税費用

法人所得税費用は、当期税金費用と繰延税金費用から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益で認識しております。当期税金費用は、期末日時点において施行又は実質的に施行される税率を当期の課税所得に乗じて算定する未払法人所得税又は未収還付税の見積もりで測定されます。

(5) 従業員給付

確定給付債務の現在価値及び退職給付費用は予測単位積増方式により算定しております。数理計算上の 差異及び制度資産の利息収益を除く公正価値の変動額は、その他の包括利益で認識し、発生時にその他の 資本構成要素から利益剰余金へ振り替えております。連結財政状態計算書上、確定給付債務の現在価値か ら制度資産の公正価値を控除した純額を負債または資産として認識しております。また算定の結果、当企 業グループに積立超過として資産が生じる可能性がある場合、制度からの現金の返還又は制度に対する将 来掛金の減額で利用可能な将来の経済的便益の現在価値を上限として資産を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 保険契約に関する会計処理

保険契約及び再保険契約に関しては、保険業法及び保険業法施行規則その他本邦における実務慣行を基礎に、IFRS第4号「保険契約」の各種要件を踏まえて当企業グループの会計方針を決定し、適用しております。なお、負債十分性テストに関しては、契約上のすべてのキャッシュ・フロー、保険金請求処理費用といった関連キャッシュ・フロー等の期末日現在の見積もりを考慮し実施しております。負債が十分でないことが判明した場合には、不足額の全額を純損益として認識することとしております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

• 外貨換算

個々のグループ企業がそれぞれの財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引 は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。取得原価で測定され ている外貨建貨幣性資産及び負債は期末日において、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しており ます。公正価値で測定されている外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替 レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識して おります。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算に より発生した為替差額及び特定の為替リスクをヘッジするための取引に関する為替差額は純損益から除 いております。

· 在外営業活動体

機能通貨が表示通貨と異なるグループ企業(在外営業活動体)の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、期中平均為替レートで表示通貨に換算しております。為替換算差額はその他の包括利益で認識されます。

③ 純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債

契約が1つ以上の組込デリバティブを含んでいて、主契約が金融負債である混合契約の場合、又は純 損益を通じて公正価値で測定すると指定することによりその指定を行わなければ生じるであろう会計上 のミスマッチが除去又は大幅に低減される場合には、当初認識時に、金融負債を純損益を通じて公正価 値で測定するものとして取消不能の指定をする場合があります(以下、FVTPLで測定すると指定した金 融負債)。当該金融負債の公正価値の変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する金額はその他の包括利益で認識し、当該負債の公正価値の変動の残りの金額を純損益に認識しております。

会計上の見積もりに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積もり及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績はこれらの見積もりとは異なる場合があります。

見積もり及びその基礎となる仮定は継続的に見直されます。会計上の見積もりの見直しによる影響は、見積もりを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

連結計算書類に重要な影響を与える会計上の見積もり及び判断に関する情報は以下のとおりであります。

・営業投資有価証券の公正価値の測定

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 金融資産の評価基準及び評価方法 (a)金融資産の分類及び測定」及び「金融商品に関する注記 2. 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項」に記載しております。連結財政状態計算書において営業投資有価証券の残高は、581,364百万円であります。

・営業債権及びその他の債権に係る公正価値及び減損

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 金融資産の評価基準及び評価方法 (b)金融資産の減損」及び「金融商品に関する注記 2. 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項」に記載しております。連結財政状態計算書において営業債権及びその他の債権の残高は、10.447.026百万円であります。

無形資産の減損

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ② 非金融資産の評価基準及び評価方法 非金融資産の減損」に記載しております。連結財政状態計算書において無形資産の残高は、366,040百万円であります。

保險契約負債

生命保険事業においては、当初認識時の前提条件を用いて保険契約から生じる全てのキャッシュ・フローの 現在価値を見積もり、保険契約負債を計上しております。

前提条件には、割引率 (金利)、死亡率、罹病率、更新率、事業費及びコミッション等が含まれます。死亡率、罹病率、事業費及びコミッションの増加が予想される場合には、将来キャッシュ・アウトフローの増加を通じて、将来の純損益及び資本が減少することが想定されます。負債十分性テストにおいて当初認識時の前提条件に基づく保険契約負債では積立額が十分ではないと見込まれる場合には、期末の保険契約負債の積み増しにより当該期間でその影響を認識することが必要となる可能性があります。連結財政状態計算書において保険契約負債の残高は、157、381百万円であります。

繰延税金資産の同収可能性

未使用の税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び将来減算一時差異のうち、利用できる将来課税所得が稼得される可能性が高いものに限り繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産は毎期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなくなった部分について減額しております。連結財政状態計算書において繰延税金資産の残高は、15,787百万円であります。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う経済や企業活動への影響は概ね収束しているものの、営業債権等の信用リスクに対する影響は継続するものと想定しております。このような仮定及び入手可能で合理的かつ裏付け可能な情報に基づき、信用リスクの特性に基づいてグルーピングを行ったうえで予想信用損失を測定しておりま

連結財政状態計算書に関する注記

- 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- (1) 担保に供している資産

現金及び現金同等物	1,461百万円
営業債権及びその他の債権	917, 168百万円
その他の投資有価証券	274,486百万円
(内、担保差入金融商品) 注	222,987百万円
投資不動産	67,476百万円
有形固定資産	12,764百万円
その他の資産	33,264百万円
- 計	1,306,619百万円

- (注) 譲受人が売却又は再担保可能な担保であります。
- (2) 担保に係る債務

社債及び借入金	522,927百万円
顧客預金	1,249百万円
その他の金融負債	220,100百万円
その他の負債	10百万円
計	744, 286百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 63,197百万円

連結持分変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数
普通株式
272,358,290株

- 2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額等

2022年6月29日の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 29,424百万円

・1株当たり配当額 120円

・基準日・効力発生日2022年3月31日・効力発生日2022年6月30日

2022年11月30日の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 8,167百万円

・1株当たり配当額 30円

・基準日 2022年9月30日・効力発生日 2022年12月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年5月12日の取締役会決議の配当に関する事項

・配当金の総額 32,680百万円

・ 1 株当たり配当額 120円

・基準日・効力発生日2023年3月31日・効力発生日2023年6月9日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来しているもの)の目的となる株式の種類及び数

ストック・オプションとしての新株予約権 普通株式 1,287,100株 転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権 普通株式 39,567,668株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、金融サービス事業(証券、銀行、保険、その他)、資産運用事業、投資事業、暗号資産事業等、広範な金融関連事業を営んでおり、特定企業や分野へリスクが過度に集中することのないよう、分散を図っております。これらの事業を行うために必要となる資金は、市場環境や長短のバランスを考慮して、銀行借入による間接金融、社債やエクイティファイナンス等の直接金融、証券金融会社との取引、及び顧客預金の受入等により調達しております。

また、当企業グループが行っているデリバティブ取引は、為替予約取引、通貨オプション、金利スワップ 取引、株価指数先物取引、証拠金取引等であります。為替予約取引、通貨オプション及び金利スワップ取引 については、顧客への商品・サービス提供及びそのヘッジ目的の取引を中心に行っており、株価指数先物取 引については、日計りを中心とする短期取引であります。なお、これらの取引の規模や保有リスク額につい て上限を設けております。

当企業グループは、財務の健全性及び業務の適切性を確保するため、当企業グループ各社における各種リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に努めることをリスク管理の基本方針としております。

2. 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

現金及び現金同等物

満期又は決済までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

営業債権及びその他の債権

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用 リスク等を加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

証券業関連資産、証券業関連負債

証券業関連資産のうち、信用取引資産に含まれる信用取引貸付金の公正価値については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、帳簿価額とほぼ同額であります。また、信用取引貸付金を除く証券業関連資産及び証券業関連負債の公正価値については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額とほぼ同額であります。

トレーディング資産及びトレーディング負債のうち、市場価格のある有価証券やデリバティブの公正価値は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格により見積もっております。市場価格のない有価証券やデリバティブの公正価値は、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を用いて見積もっております。

営業投資有価証券、その他の投資有価証券

市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積もっております。非上場株式、市場価格のない転換社債型新株予約権付社債や新株予約権等については、割引将来キャッシュ・フロー、類似業種比較法、収益、利益性、純資産及び独立した第三者間取引による直近の取引価格に基づく評価モデル等の適切な評価技法により、公正価値を見積もっております。債券等については、売買参考統計値、取引金融機関から提示された価格等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により、公正価値を見積もっております。投資事業組合等への出資金については、組合財産の公正価値を見積もった上、当該公正価値に対する持分相当額を投資事業組合等への出資金の公正価値としております。

その他の金融資産、その他の金融負債

その他の金融資産及びその他の金融負債のうち、デリバティブ取引の公正価値については、取引所の価

格、割引現在価値又はオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

社債及び借入金、営業債務及びその他の債務

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に実行後大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法や、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。市場価格の存在するものについては、当該市場価格を用いて時価を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

FVTPLで測定すると指定した金融負債については、主に「その他の金融資産、その他の金融負債」と同様の方法等により、公正価値を見積もっております。

顧客預金

顧客預金のうち、要求払預金については、報告日に要求された場合の支払額である帳簿価額を公正価値としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、残存期間が短期の預金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

FVTPLで測定すると指定した金融負債については、主に「その他の金融資産、その他の金融負債」と同様の方法等により、公正価値を見積もっております。

3. 金融商品の分類及び公正価値

合計

金融資産の分類及び公正価値は次のとおりであります。

帳簿価額 FVTOCIで FVTOCIで FVTPLで 償却原価で 公正価値 測定する 測定する 測定する 測定される 合計 資本性 負債性 金融資産 金融資産 金融資産 金融資産 百万円 百万円 百万円 百万円 百万円 百万円 営業債権及びその他の債権 668,906 9, 778, 120 10, 447, 026 10, 487, 471 証券業関連資産 270,741 4, 246, 541 4, 517, 282 4, 517, 282 その他の金融資産 244, 987 274,964 519, 951 520, 110 営業投資有価証券 581, 364 581, 364 581, 364 その他の投資有価証券 696, 957 29,896 817,621 453, 382 1, 997, 856 1, 997, 859

817,621

14, 753, 007

18, 104, 086

18, 063, 479

金融負債の分類及び公正価値は次のとおりであります。

2, 462, 955

	FVTPLで 測定する 金融負債	FVTPLで 測定すると 指定した 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債	合計	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
社債及び借入金	_	52, 020	3, 628, 335	3, 680, 355	3, 671, 109
営業債務及びその他の債務	5, 482	_	480, 546	486, 028	486, 027
証券業関連負債	85, 025	_	3, 803, 224	3, 888, 249	3, 888, 249
顧客預金	_	264, 262	11, 208, 061	11, 472, 323	11, 470, 108
その他の金融負債	322, 116		273, 034	595, 150	595, 150
合計	412, 623	316, 282	19, 393, 200	20, 122, 105	20, 110, 643

29,896

4. 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

- ・レベル1:活発な市場における同一資産・負債の市場価格
- ・レベル2:直接的又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット
- ・レベル3:観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。

また、レベル間の振替につきましては、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

資産及び負債の公正価値のヒエラルキーごとの分類は次のとおりであります。

連結財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
_	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	_	72, 146	596, 760	668, 906
証券業関連資産	173, 066	92, 097	5, 578	270, 741
その他の金融資産	26	227, 839	17, 122	244, 987
営業投資有価証券及びその他の投資有価証券				
FVTPLで測定する金融資産	74, 775	260, 772	942, 774	1, 278, 321
FVTOCIで測定する資本性金融資産	27, 045	248	2,603	29, 896
FVTOCIで測定する負債性金融資産	580, 166	164, 332	73, 123	817, 621
合計	855, 078	817, 434	1, 637, 960	3, 310, 472
社債及び借入金			52, 020	52, 020
営業債務及びその他の債務	_	_	5, 482	5, 482
証券業関連負債	48, 289	32, 367	4, 369	85, 025
顧客預金	_	118, 322	145, 940	264, 262
その他の金融負債	219	279, 900	41, 997	322, 116
合計	48, 508	430, 589	249, 808	728, 905

連結財政状態計算書において公正価値で測定されていない資産及び負債

	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
_	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	_	5, 570, 739	4, 247, 826	9, 818, 565
証券業関連資産	_	4, 246, 541	_	4, 246, 541
その他の金融資産	_	255, 319	19, 804	275, 123
営業投資有価証券及びその他の投資有価証券	121, 967	45, 512	285, 906	453, 385
合計	121, 967	10, 118, 111	4, 553, 536	14, 793, 614
社債及び借入金		2, 856, 192	762, 897	3, 619, 089
営業債務及びその他の債務	_	480, 545	_	480, 545
証券業関連負債	_	3, 803, 224	_	3, 803, 224
顧客預金	_	7, 859, 376	3, 346, 470	11, 205, 846
その他の金融負債		273, 034		273, 034
승카	_	15, 272, 371	4, 109, 367	19, 381, 738

5. レベル3に分類される資産及び負債

レベル3に分類される資産及び負債については、取締役会に報告された評価方針及び手続に基づき、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価の実施及び評価結果の分析を行っております。

評価結果は、経理・財務担当執行役員及び経理財務部門責任者によりレビューされ、承認されております。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される資産及び負債について、経常的及び非経常的な公正価値測 定に用いた評価技法及び重要な観察可能でないインプットに関する情報は次のとおりであります。

	評価技法	観察可能でない インプット		範囲	
W. W. 11.11.		割引率	0.6%	~	16.9%
営業債権及びその他の債権	インカム・アプローチ	回収率	0.0%	\sim	100.0%
証券業関連資産	マーケット・アプローチ	株式ボラティリティ	12.2%	\sim	71.4%
MEN NINCEME		金利為替間相関係数	$\triangle 4.4\%$	~	4.7%
		金利間相関係数	29.0%	~	85.0%
		金利為替間相関係数	8.0%	\sim	38.0%
フの加の人間が立	マーケット・アプローチ、	割引率	0.8%	\sim	1.2%
その他の金融資産	インカム・アプローチ	期限前償還率	0.1%	\sim	14.2%
		倒産確率	0.4%	\sim	0.7%
		回収率	0.0%	\sim	74.0%
		割引率	0.3%	~	65.0%
		株価収益率	1. 5倍	~	45. 2倍
営業投資有価証券及び	マーケット・アプローチ、	EBITDA倍率	25. 0倍	~	40.0倍
	コスト・アプローチ、	非流動性ディスカウント	10.0%	\sim	25. 0%
その他の投資有価証券	インカム・アプローチ	期限前償還率	0.0%	\sim	27.5%
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	倒産確率	0.0%	\sim	2.6%
		回収率	0.0%	\sim	100.0%
社債及び借入金	インカム・アプローチ	割引率	0.0%	\sim	0.2%
営業債務及びその他の債務	インカム・アプローチ	割引率		0.8%	
証券業関連負債	マーケット・アプローチ	株式ボラティリティ	12.2%	\sim	71.4%
业分未因 是只该	* 79 h - 7 7 L	金利為替間相関係数	$\triangle 4.4\%$	\sim	4.7%
顧客預金	インカム・アプローチ	割引率	0.0%	\sim	0.2%
	マーケット・アプローチ、	金利間相関係数	29.0%	\sim	85.0%
その他の金融負債		金利為替間相関係数	8.0%	~	38.0%
	インカム・アプローチ	回収率	35.0%	\sim	74.~0%

経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される資産及び負債の公正価値は、割引率の上昇(下落)により減少(増加)し、回収率の上昇(下落)により増加(減少)し、ボラティリティの増加(減少)により増加(減少)し、相関係数の変動により原資産の性質に応じて増加(減少)し、期限前償還率の上昇(下落)により減少(増加)し、機価収益率の上昇(下落)により減少(増加)し、株価収益率の上昇(下落)により増加(減少)し、EBITDA倍率の上昇(下落)により増加(減少)し、非流動性ディスカウントの上昇(下落)により減少(増加)いたします。

レベル3に分類される資産及び負債について、インプットがそれぞれ合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の著しい増減は想定されておりません。

レベル3に分類された経常的に公正価値で測定する資産及び負債の増減は次のとおりであります。

	資産						
	営業投資有価証券及び その他の投資有価証券				営業債権		
	FVTPLで 測定する 金融資産	FVTOCIで 測定する 資本性 金融資産	FVTOCIで 測定する 負債性 金融資産	合 計 	及び その他の 債権	証券業 関連資産	その他の 金融資産
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2022年4月1日残高	848, 015	2, 555	73, 325	923, 895	497, 355	10,874	10,806
企業結合による取得	366	_	_	366	6, 269	_	6, 447
購入及び発行	229, 016	_	8, 220	237, 236	274, 167	_	_
当期包括利益							
当期利益(注)1	38, 532	_	5, 315	43, 847	8, 932	△1, 156	3, 526
その他の包括利益	_	123	△578	△455	_	_	_
分配等	△13, 332	_	_	△13, 332	_	_	_
売却及び償還等	△140, 570	△79	△13, 159	△153, 808	_	△3,800	_
決済等	_	_	_	_	△189, 963	△303	△3, 657
在外営業活動体の換算差額	6, 926	4	_	6, 930	_	_	_
その他	△736	_	_	△736	_	_	_
レベル3からの振替(注)2	△25, 443	_	_	△25, 443	_	△37	_
2023年3月31日残高	942, 774	2, 603	73, 123	1, 018, 500	596, 760	5, 578	17, 122

	社債 及び 借入金	営業債務 及び その他の 債務	証券業 関連負債	顧客預金	その他の金融負債
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2022年4月1日残高	53, 369	21, 277	3, 669	138, 493	15, 952
企業結合による取得	_	_	_	_	6, 269
購入及び発行	_	_	_	1,000	_
当期包括利益					
当期利益(注)1	△870	△6, 540	888	7, 107	21, 195
その他の包括利益	21	_	_	40	_
決済等	△500	_	△188	△700	△1, 419
在外営業活動体の換算差額	_	8	_	_	-
その他	_	△9, 263	_	_	_
2023年3月31日残高	52, 020	5, 482	4, 369	145, 940	41, 997

- (注) 1. 当期利益として認識された利得又は損失は、連結損益計算書の「収益」に含まれております。なお、当該利得又は損失のうち、当期末に保有するFVTPLで測定する資産及び負債に起因するものは、26,680百万円の利得であります。
 - 2. 公正価値の測定に使用する重要なインプットが観察可能となったことによる振替であります。

賃貸等不動産に関する注記

- 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - 一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のビル等(土地を含む。)を有しております。
- 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結財政状態計算書計上額	時価
72,124百万円	77,770百万円

- (注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度末の時価は、賃貸等不動産の所在する地域及び評価される不動産の種類に関する 最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独 立的鑑定人による不動産鑑定評価に基づいております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分

基本的1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属)

3,722円80銭 132円19銭

収益認識に関する注記

収益の内訳は次のとおりであります。

	当期
	(自2022年4月1日
	至2023年3月31日)
-	百万円
収益	
金融収益	
受取利息	
償却原価で測定される金融資産(注) 1	396, 530
FVTOCIで測定する負債性金融資産(注)2	7, 882
FVTPLで測定する金融資産から生じる収益	61, 845
FVTPLで測定すると指定した金融負債から生じる収益	△244
その他	24, 029
金融収益合計	490, 042
保険契約から生じる収益	122, 119
顧客との契約から生じる収益	
役務の提供による収益	185, 461
物品の販売による収益	48, 854
その他	152, 083
収益合計	998, 559

(注) 1. 主に、銀行業において保有する債券並びに銀行業及び証券業における貸付金から生じる受取利息であります。

水畑

2. 主に、銀行業及び保険業において保有する債券から生じる受取利息であります。

1. 収益の分解

顧客との契約から生じる収益の内訳は次のとおりであります。なお、役務の提供による収益は主に証券業における委託手数料が含まれております。委託手数料は、当企業グループが主たる当事者ではなく代理人として行う取引に関するものであり、サービスの提供完了時点において履行義務が充足され、その時点で収益を認識しております。物品の販売による収益は、主に航空機、医薬品、健康食品及び化粧品等の販売が含まれております。当該物品の販売による収益は、個々の契約内容に応じ、引渡、出荷、又は検収時など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時点で認識しております。

	金融サービス事業	資産運用 事業	投資事業	暗号資産 事業	非金融事 業	計	消去又は 全社	連結
	———— 百万円	 百万円	————— 百万円	————— 百万円	百万円	———— 百万円	———— 百万円	————— 百万円
顧客との契約から生じる中	又益							
役務の提供による収益	154, 582	20, 298	6, 354	27	10,820	192, 081	△6,620	185, 461
物品の販売による収益	5, 583	-	31, 369	-	12, 204	49, 156	△302	48, 854
合計	160, 165	20, 298	37, 723	27	23, 024	241, 237	△6, 922	234, 315

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は次のとおりであります。

	当期首	当期末
	(2022年4月1日)	(2023年3月31日)
	百万円	百万円
顧客との契約から生じた債権	10, 385	10, 247
契約負債	5, 876	5, 136

契約負債は主に、カード事業における年会費収入のうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当期において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、5,876百万円であります。

重要な後発事象に関する注記

当社(以下「SBIHD」)及びSBI地銀ホールディングス株式会社(以下「公開買付者」)は、2023年5月12日付の取締役会において、公開買付者が、当社の子会社である株式会社SBI新生銀行(以下「対象者」)の普通株式(以下「対象者株式」)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」)により取得することを決議いたしました。

1. 本公開買付けの目的

グループの全体戦略をより一層強化し、各種取り組み・施策を迅速かつ柔軟に実行するためには、SBIHDらが対象者を非公開化することにより、対象者グループとSBIHDグループ各社との連携をさらに強化し、グループ全体の経営資源配分の最適化を図り、グループ横断で各社のリソース・アセットを戦略的に組み合わせて活用していくことが必要であり、またその際、対象者グループを含むSBIHDグループ各社がグループ横断の取り組みに関して意思決定を迅速かつ柔軟に実施し、また、対象者の機関銀行化の防止については引き続きこれを徹底しつつも、対象者の少数株主の利益保護の観点からこれまで保守的な判断が行われがちだった、SBIHDらの投資先に対するファイナンスや、役務の提供及び協調融資、両グループによるM&A案件の共同フィナンシャル・アドバイザー就任等、対象者グループを含むSBIHDグループ全体の中長期的な成長に繋がりうるSBIHDグループとの取引を積極的に実施することが、対象者グループを含むSBIHDグループの持続的な企業価値向上にとって最適な選択であると考えました。

2. 対象者の概要

①名称 株式会社SBI新生銀行

②所在地 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

③代表者の役職・氏名 代表取締役社長 川島 克哉

④資本金 512,204百万円 (2023年3月31日時点)

3. 本公開買付けの概要

公開買付者は、SBIHDグループに属する企業やSBIHDグループの投資先企業が有する商品・サービス・ノウハウ等を活用しつつ、地域金融機関に直接出資することで、地域金融機関の収益力強化とそれに伴う企業価値向上を図ることを主な目的として、2015年8月25日に設立された株式会社であり、本公開買付け開始時点において、その発行済株式の全てをSBIHDに所有されております。本公開買付け開始時点において、公開買付者は対象者株式を102,159,999株(所有割合:50.04%)所有しており、対象者を子会社としております。なお、SBIHDは、本公開買付け開始時点において、対象者株式を直接には所有しておりません。

公開買付者が対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式並びに預金保険機構(所有株式数26,912,888株、所有割合:13.18%)及び株式会社整理回収機構(以下「整理回収機構)(所有株式数20,000,000株、所有割合:9.80%)が所有する対象者株式を除きます。)を取得することにより、対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとする非公開化を目的とした取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

①買付け等の期間 2023年5月15日(月曜日)から2023年6月23日(金曜日)まで(30営業日)

②買付け等の価格 普通株式1株につき、金2,800円

③買付代金 154, 201, 835, 200円

④決済の開始日 2023年6月30日 (金曜日)

4. 連結計算書類への影響

本公開買付けにおいて買付けが予定されている対象者株式の数 (55,072,084株) の全部を、当期末に取得したと仮定した場合の当期の連結計算書類に与える影響は、資本剰余金が101,612百万円の増加、非支配持分が255,814百万円の減少となります。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株	主	資	本		
			資本剰余金		利益乗	制余金		
	資 本 金	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	99, 312	144, 424	97, 017	241, 441	37, 478	37, 478	△62	378, 169
当 期 変 動 額								
新株の発行	39, 960	39, 960		39, 960				79, 920
剰余金の配当					△37, 590	△37, 590		△37, 590
当期純利益					50, 732	50, 732		50, 732
自己株式の取得							△16	△16
自己株式の処分			0	0			2	2
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)								
当期変動額合計	39, 960	39, 960	0	39, 960	13, 142	13, 142	△14	93, 048
当 期 末 残 高	139, 272	184, 384	97, 017	281, 401	50, 620	50, 620	△76	471, 217

	評価・換	算差額等			
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	新株予約権	純資産合計	
当 期 首 残 高	7, 128	7, 128	1, 941	387, 238	
当 期 変 動 額					
新株の発行				79, 920	
剰余金の配当				△37, 590	
当期純利益				50, 732	
自己株式の取得				△16	
自己株式の処分				2	
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△5, 938	△5, 938	2, 199	△3, 739	
当期変動額合計	△5, 938	△5, 938	2, 199	89, 309	
当 期 末 残 高	1, 190	1, 190	4, 140	476, 547	

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により 算定)。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(3) 投資事業組合等への出資

当社の子会社に該当する投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務 諸表に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券(固定 資産)として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券(流動資産)として計上しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物3~18年、構築物50年、器具備品3~20年、車両運搬具6年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 売上高及び売上原価

売上高には、営業投資有価証券売上高、受取配当金、顧客との契約から生じる収益等が含まれており、 売上原価には営業投資有価証券売上原価等が含まれております。

(2) 営業投資有価証券売上高及び営業投資有価証券売上原価

営業投資有価証券売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券の売上高、受取配当金及び受取利息を計上し、同売上原価には、売却有価証券帳簿価額、支払手数料、評価損等を計上しております。

(3) 受取配当金

子会社及び関連会社からの配当金を受取配当金として売上高に計上しております。

(4) 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する ステップ5:企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、主に運営サイトにおいて、金融サービス等の各種サービスを提供する事業者からの手数料収入 を得ております。当該収入は、運営サイトに事業者の商品情報等を掲載し、運営サイト閲覧者が見積りを 申し込んだ時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 投資事業組合等への出資に係る会計処理

当社の子会社に該当する投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務 諸表に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社 有価証券(固定資産)及び収益・費用として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券(流動資産)及び収益・費用として計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に記載しております。

会計上の見積りに関する注記

市場価格のない子会社株式の評価

当社は、持株会社として多額の子会社株式を保有しており、関係会社株式1,016,647百万円のうち、市場価格のない子会社株式が892,269百万円含まれております。市場価格のない子会社株式は、期末における実質価額が取得原価に比して50%程度以上低下した場合に評価損を計上しております。実質価額の算定は、各社の財務数値及び事業計画に基づき実施しており、当事業年度において関係会社株式評価損3,823百万円のうち、市場価格のない子会社株式の評価損が3,670百万円含まれております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,645百万円

- 2. 保証債務
 - (1) 関係会社の社債及び借入金に対する保証額

20,671百万円

(2) その他

当社の連結子会社であるSBIリクイディティ・マーケット株式会社は、外国為替証拠金取引における銀行カバー取引を行っております。当該事業に係る、取引先金融機関に対する同社の現在及び将来的に発生する債務に対し、当社が信用保証を供与する契約及び連帯保証する契約を締結しております。なお、当事業年度末において未決済の債務残高はないため、保証債務は発生しておりません。

また、当社の連結子会社である株式会社SBI証券が顧客との間で行う通貨保証金取引に連動してSBI リクイディティ・マーケット株式会社との間で行う外国為替取引に関し、株式会社SBI証券がSBIリク イディティ・マーケット株式会社に対して負担するすべての債務の額に0.7の割合を乗じて得た額を上限と して当社が連帯保証しております。なお、当事業年度末において未決済の債務残高はないため、保証債務は 発生しておりません。

3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

(1)	短期金銭債権	336, 311百万円
(2)	長期金銭債権	3,951百万円
(3)	短期金銭債務	21,695百万円
(4)	長期金銭債務	8,439百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	57,329百万円
(2) 仕入高	3,227百万円
(3) 営業取引以外の取引高	12,365百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 27,451株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損等及び貸倒引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、譲渡損益の繰延及びその他有価証券評価差額金であります。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属	性	会社等の名称	議決権等の 所 有 割 合	関連当事者と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
		㈱三井住友フィナンシャルグ ループ	被所有 10.0%	なし	新株の発行(注)1	79, 650	-	-
法人主株主	の	㈱三井住友銀行	なし	なし	資金の借入(注)2	74, 700	短期借入金	28, 000

- (注) 1. 第三者割当増資により、当社株式を引受けたものであります。
 - 2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (注)1	関連当事者と の 関 係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
				資金の貸付(注)2	91, 038	短期貸付金	12, 969
子会社	SBIファイナンシャルサー ビシーズ(株)	所有 100%	役員の兼任	資金の借入(注)2	35, 000	短期借入金	-
				現物配当	30, 800	-	-
子会社	SBI地銀ホールディングス	所有	役員の兼任	資金の貸付(注)2	125, 761	短期貸付金	33, 530
丁云江	(件)	100%	仅貝の米正	増資の引受	60,000	-	-
子会社	SBI GK(株)	所有 100%	なし	資金の貸付(注)2	19, 000	短期貸付金	19, 000
丁云红	SBI GRIPHY	(1.6%)	74 U	資本の払戻	18, 999	-	-
子会社	SBIノンバンクホールディ ングス(株)	所有 100%	なし	資金の貸付(注)2	47, 151	短期貸付金	18, 576
子会社	ER17(株)	所有 100%	なし	資金の貸付(注)2	20, 641	短期貸付金	10, 321
子会社	SBIFS合同会社	所有 100% (100%)	なし	資金の貸付(注)2	30, 018	短期貸付金	30, 018
子会社	㈱SBI証券	所有 100% (100%)	役員の兼任	資金の借入(注)2	110, 000	短期借入金	-
子会社	㈱SBI新生銀行	所有 50.0% (50.0%)	なし	資金の借入(注)2	30, 000	短期借入金	10,000
子会社	SBIキャピタルマネジメン ト㈱	所有 100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	49, 359	短期貸付金	3, 450
子会社	SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.	所有 100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	20, 555	短期貸付金	9, 241
子会社	SBICM合同会社	所有 100% (100%)	なし	資金の貸付(注)2	30, 000	短期貸付金	30, 000
子会社	SBI VENTURES TWO(株)	所有 100% (100%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	43, 480	短期貸付金	18, 600
子会社	SBI VENTURES ASSET PTE. LTD.	所有 100% (100%)	なし	資金の貸付(注)2	23, 790	短期貸付金	5, 545

子会社	SBIインキュベーション(株)	所有 100% (79.8%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	21, 946	短期貸付金	9, 323
				資金の貸付(注)2	39, 093	短期貸付金	18, 750
子会社		所有	なし	関係会社株式の売却(注)3			
		100%		売却代金	6, 775	-	-
				売却益	5, 369	-	-
子会社	SBIエナジー㈱	所有 100%	なし	資金の貸付(注)2、4	26, 721	短期貸付金	13, 687
子会社	SBI ALApharma Co., Limited	所有 97.0% (97.0%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	39, 244	短期貸付金	18, 591
関連会社	住信SBIネット銀行㈱	所有 36.3%	なし	配当金の受取	15, 000	-	_

- (注) 1. 「議決権等の所有割合」の()内は、間接所有割合で内数であります。
 - 2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。
 - 3. 関係会社株式の売却価格は、取引時点における市場価格に基づき決定しております。
 - 4. SBIエナジー㈱への短期貸付金に対し、11,721百万円の貸倒引当金を設定しております。また、 当事業年度において657百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額1,734円68銭1株当たり当期純利益191円61銭潜在株式調整後1株当たり当期純利益164円70銭

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。